

令和8年5月8日

青森県教育委員会第928回定例会

期 日 令和8年5月8日(金)
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 報 告

- 報告第1号 市町村立学校職員の人事について …… 1
- 報告第2号 保有個人情報一部開示決定に対する審査請求に係る
青森県情報公開・個人情報保護審査会への諮問について ……
…………… (非公開の案件)

3 議 案

- 議案第1号 市町村立学校職員の人事について …… (非公開の案件)
- 議案第2号 令和8年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事
について …… (非公開の案件)
- 議案第3号 青森県立図書館協議会委員の人事について …… 2
- 議案第4号 青森県スポーツ推進審議会委員の人事について …… 3
- 議案第5号 青森県教育委員会会議規則の一部改正について …… 4

4 その他

- 青森県立高等学校魅力づくり推進計画に関する学校の在り方地区
検討委員会(第3回)の概要について …… 7
- 職員の懲戒処分の状況について …… 12

5 閉 会

報告第1号

市町村立学校職員の人事について

弘前市立第一中学校校長 森 尚生の辞職の承認について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、次のとおり行ったので、ここに報告します。

弘前市立第一中学校

校長 森 尚生

辞職を承認する

令和8年5月6日

青森県教育委員会

議案第3号

青森県立図書館協議会委員の人事について

青森県立図書館協議会委員の人事を次のとおり行う。

安	田	奈津子
竹	浪	廣美
今	井	邦子
須	藤	紀子
一	戸	理乃
中	野渡	芳朋
吉	田	恵美
藤	本	耕一郎
尾	形	真一郎
本	間	維

青森県立図書館協議会委員に任命する

任期は令和8年5月13日から令和10年5月12日までとする

令和8年5月8日

青森県教育委員会

議案第4号

青森県スポーツ推進審議会委員の人事について

青森県スポーツ推進審議会委員の人事を次のとおり行う

太 田 尚 人
岡 一 仁

青森県スポーツ推進審議会委員を免ずる

中 居 敬 子
川 浪 泰 浩

青森県スポーツ推進審議会委員を委嘱する

任期は令和8年5月9日から令和9年11月12日までとする

令和8年5月8日

青 森 県 教 育 委 員 会

議案第5号

青森県教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について

1 提案理由

教育委員会会議は、教育長及び委員が指定の時刻に指定の場所に参集することとなっているが、大規模な自然災害などにより、教育長又は委員が参集することが困難な場合であっても会議に参加することができるよう、所要の整備を行うため提案するものである。

2 概要

教育長及び委員が、災害その他やむを得ない理由により指定の場所に参集することが困難である場合はオンライン会議の方法により参加することができるよう規定を加えるものである。

また、オンライン会議の方法による出席者の発言は、第十五条第一項に規定する自席における発言とみなすことができるよう、規定を加えるものである。

3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

公布の日

青森県教育委員会会議規則の一部を改正する規則案

青森県教育委員会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会会議規則（昭和四十年九月青森県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（オンライン会議の方法による会議への出席）

第二条の二 教育長及び委員は、前条の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない理由により指定の場所に参集することが困難である場合は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン会議の方法」という。）により会議に出席することができる。

- 2 前項の規定による出席者の発言は、第十五条第一項に規定する自席における発言とみなす。
- 3 前二項に定めるもののほか、オンライン会議の方法による会議への出席に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県教育委員会会議規則の一部を改正する規則 新旧対照表

下線は改正部分

改正後	改正前
<p><u>(オンライン会議の方法による会議への出席)</u> <u>第二条の二 教育長及び委員は、前条の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない理由により指定の場所に参集することが困難である場合は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン会議の方法」という。）により会議に出席することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定による出席者の発言は、第十五条第一項に規定する自席における発言とみなす。</u></p> <p><u>3 前二項に定めるもののほか、オンライン会議の方法による会議への出席に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</u></p>	<p>[新設]</p>

[その他]

学校の在り方地区検討委員会（第3回）概要について

1 開催状況

地区	月 日	会 場
東青	4月23日（木）	ウェディングプラザアラスカ
西北	4月30日（木）	プラザリュウ五所川原
中南	4月20日（月）	弘前パークホテル
上北	4月17日（金）	ホテルグランヒルつたや
下北	4月22日（水）	プラザホテルむつ
三八	4月24日（金）	八戸プラザホテル

2 主な意見

（1）単位制や少人数学級編制、学科、学校配置の方向性

No	意 見	地区名
1	多様な生徒に柔軟な学びを提供するためにも、単位制を普通教育を主とする学科（以下「普通科」という。）を有する高校へ導入する方向性は賛成である。	東青
2	単位制や少人数学級編制の拡充を進める上では、教員配置等の体制を整える必要がある。	東青
3	職業教育を主とする専門学科（以下「職業学科」という。）では少人数学級編制を実施する必要がある。	上北
4	職業学科だけではなく、普通科においても少人数学級編制を実施する必要がある。	西北・下北
5	少人数学級編制及び単位制の拡充、普通科への新学科の設置について賛同する。	三八
6	普通科へ設置する新しい学科（以下「新しい普通科」という。）の学びについては、総合学科でも既に実現できている学びである。	西北
7	新しい普通科の設置については、徐々に全県に広めていく方が学科の魅力を発信しやすい。	西北
8	学校配置等を考える上では、教員配置や施設設備等の教育環境も大切である。	下北
9	中学校卒業予定者数が減少する中において、学校規模の適正化は加速度的に進めていく必要がある。	三八

(2) 全日制課程の学校規模・配置

【東青地区】

No	意見
1	新しい普通科を設置する際は、その教育内容だけではなく学科名も重要であり、中学生やその保護者が分かりやすいものとする必要がある。
2	中学生は新しい学科に興味を持つため、何を学べるのかを分かりやすく伝える必要がある。
3	新しい普通科を設置する場合は、卒業後の進路等を明確にすることで中学生は志望しやすくなる。
4	新しい普通科を設置するのであれば、小規模校ではなく、6学級程度の大規模校とし、教育環境を充実させる必要がある。
5	普通高校が多い本地区においては、データサイエンス科、未来デザイン科、探究科の3学科を設置してもよい。
6	社会のニーズを踏まえると、新しい普通科を設置することは意義がある。
7	データサイエンス科を設置する場合は、関係機関等からの人材派遣による指導だけではなく、社会教育と連携したシステムを構築する必要がある。
8	データサイエンス科を設置する場合は、指導する人材の確保が必要である。
9	データサイエンス科は、現在は普通科のみが設置されており、過去に理数科が設置されていた青森東高校に設置するのがよい。
10	産業に関わる人材育成やキャリア教育の観点から、青森商業高校及び青森工業高校の学級数は維持してほしい。
11	探究科は、青森中央高校、青森南高校、青森北高校の3校の特色を合わせて、探究学習を牽引する学校として設置するのがよい。
12	統廃合を実施するのであれば、上磯地区の生徒の通学環境を考慮するべきである。
13	教員数確保のために大規模校を新設するのではなく、県として予算をかけて教員を増やす取組を考えるべきである。
14	青森中央高校、青森南高校、青森北高校を統廃合の対象とするならば、もっと時間をかけて本委員会で議論を行うべきである。

【西北地区】

No	意見
1	未来デザイン科を鱒ヶ沢高校に設置し、現在の取組のブラッシュアップや、地域の課題解決に向けた学び等を実施することで、学校の魅力化につながると考えられる。
2	普通科は私立高校にも設置されているため、五所川原工科高校を2学級減とし、五所川原高校へ集約することが考えられる。
3	五所川原市内の高校を2学級減とすることはやむを得ない。
4	五所川原工科高校普通科は、板柳町や鶴田町などに住んでいる中学生の進学先となっており、普通科を2学級減することで中南地区や私立高校への流出が加速する懸念がある。
5	五所川原市内に普通科を有する高校が五所川原高校のみの場合は、中学生の普通科への進学ハードルが高くなるため、普通科を設置する高校が複数必要である。
6	工業の専門家を育成するため五所川原工科高校を工業科だけにすることも考えられる。

【中南地区】

No	意見
1	柏木農業高校の学びの高度化を図るため、同校を県立農業高等専門学校とし、普通高校と連携した教育活動を展開することが考えられる。
2	中学生のニーズに合わせた学びが必要である。
3	中学生のニーズを踏まえると、黒石高校普通科の1学級減が考えられる。
4	黒石高校の学級減は地域の衰退につながりかねない。
5	弘前実業高校への農業科の設置は、生徒の通学環境の観点からよいと考える。
6	弘前実業高校への農業科の設置が、ハード・ソフトの両面で可能であるならば、弘前実業高校に農業科を設置し、柏木農業高校を1学級減することも考えられる。

【上北地区】

No	意見
1	新しい普通科を設置する場合は、卒業後の進路を明確化する必要がある。
2	新しい普通科を設置するのではなく、専門性のある外部講師等を活用しながら、普通科や総合学科に多様な科目を開設するほうが現実的である。
3	新しい普通科を設置する際は、その教育内容だけではなく、学科名も重要であり、中学生やその保護者が分かりやすいものとする必要がある。
4	新しい学科を設置する場合は、教職員の負担が増えないように十分な教員を配置する必要がある。
5	新しい普通科は、カリキュラムが普通科とそれほど変わらないことから、名称を変更する必要はない。
6	総合学科の学級数は維持してほしい。
7	各校の小規模化が加速するのであれば、現時点から統廃合についても検討を進めていくべきである。
8	中学校卒業予定者数が減少する中において、充実した教育環境を整備するためには、学級数を削減することが必要であり、その際には定員割れの状況を考慮する必要がある。
9	中学生が高校を選択するに当たり、卒業後の進学先や通学の利便性等、様々な要素があることから、総合的に勘案して学級減等を実施する必要がある。
10	十和田市内の普通科のバランスを考慮すると、普通科を学級減の対象としてもよい。
11	教育内容が画一的・均質的な状態が続くのであれば、普通科から学級減する必要がある。

【下北地区】

No	意見
1	未来デザイン科については、産業界や行政と連携しながら特徴的な取組を行うことができればよい。
2	未来デザイン科は、これまでも地域と連携しながら教育活動を行っている大間高校に設置するのが妥当だと考えられる。
3	未来デザイン科を設置する場合は、教職員を確保するとともに、進学にも対応できるようにすべきである。
4	生徒数が減少する中で大間高校が1学級となることは理解できるが、その場合であっても教員数を確保してほしい。
5	大間高校が1学級減となれば、教員数が減り、高校の魅力が低下するため、2学級を維持してほしい。
6	田名部高校の1学級減は考えられるが、教育活動を充実させるためにも教員配置について配慮してほしい。

【三八地区】

No	意見
1	新しい普通科を設置する際は、その教育内容だけではなく、学科名も重要であり、中学生やその保護者が分かりやすいものとする必要がある。
2	現在の学科の設置状況を踏まえると、データサイエンス科は八戸北高校への設置が考えられる。
3	未来デザイン科の教育活動は、三戸高校の現在の取組と類似していることや地域と一体となって教育活動に取り組むことを考えれば、三戸高校への設置が考えられる。
4	後期実施計画期間において統廃合は避けることができないため、後期実施計画策定前の早い段階から検討を進めていくべきである。
5	高校教育の質を確保するため、前期実施計画期間において統廃合を検討するべきである。
6	2学級減については、学級数が多い高校や職業学科のうち2学級募集している高校を対象とするのがよい。
7	学級減については、倍率などの中学生のニーズを考慮し、中学生の進路選択肢を狭めないようにする必要がある。
8	学級減を実施しても大きな影響がない高校を対象とすることも考えられる。
9	学級減での対応については、多くの方が納得すると考える。
10	統合を実施するためには十分な議論が必要であるが、中学校卒業予定者数の減少にも対応していく必要があるため、前期実施計画期間は学級減で対応し、後期実施計画に向け時間をかけて議論を進めていく必要がある。
11	これまでの委員会の意見を踏まえると、八戸西高校と八戸商業高校の学級減で対応するのがよい。

(3) 定時制・通信制課程の学校配置

No	意見	地区名
1	定時制課程のニーズが増えているため、現在の配置を維持したほうがよい。また、通信制課程についても現状の配置の維持がよい。	西北
2	遠方から通学している生徒を対象に、自宅により近い協力校でスクーリングを受けられる体制の整備を進めることは賛成である。	上北
3	田名部高校の定時制については、入学者数も増えてきており、従来に比べきめ細かな指導ができなくなっていることから、教員配置について配慮する必要がある。	下北
4	田名部高校の定時制を大湊高校の校舎に移転させるとともに、スクーリングも大湊高校の校舎で実施できれば、集約化ができるのではないかと。	下北
5	公共交通機関の状況等、通学環境の観点から、昼間定時制を設置してほしい。	下北

(4) その他

No	意見	地区名
1	学級減は、中学校卒業予定者数の減少だけではなく、私立高校の授業料無償化等の社会情勢も踏まえて検討するべきである。	中南
2	私立高校の授業料無償化の影響により、県立高校の入試倍率の低下が見込まれる中、令和9・10年度の入試倍率を確認する前に削減学級数を決めるのは時期尚早である。	中南
3	県内すべての教育資源をすべての県立高校に開放する必要がある。	下北
4	すべての県立高校の生徒が自分が望む科目を履修し、単位取得できる環境を整備してほしい。	下北
5	令和9年度に募集停止となる大湊高校について、募集停止後も教育活動を充実させられるように教職員をしっかりと配置してほしい。	下北
6	令和9年度に開校する下北地区統合校については、説明会だけではなく、リーフレット等も作成し、早めに情報提供してほしい。	下北
7	多様な学びを提供するためには、教員確保は非常に重要である。	三八
8	県による通学バスの運行等を検討していく必要がある。	西北・三八

[その他]

職員の懲戒処分の状況について 令和8年5月（4月1日～4月30日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 中南地域の小学校 教諭（23歳 女性）
- ②事案の概要等 人身事故
- ・ 令和7年11月18日（火）午後0時38分頃
 - ・ 北津軽郡板柳町内の国道
 - ・ 自動車を運転中、タイヤが雪で隠れていた側溝にはまりかけ、抜け出そうと右にハンドルを切ったところ、反対車線に飛び出し、対向してきた自動車に衝突したもの。
 - ・ 事故の相手方（3名（運転者及び同乗者） それぞれ8週間、1か月、4週間の加療）
- ③処分内容 戒告
- ④処分年月日 令和8年4月30日